

第1章

メリット・デメリットを踏まえ検討 企業経営者にとっての MBOという選択肢

【この章のエッセンス】

●MBOは上場会社の資本政策の有力な選択肢の一つであることから、企業経営者として実施の是非を意図する必要がある。

●MBOについては、買収資金として金融機関からの借入れを伴うこと、企業経営者と売主となる一般株主との間で利益相反の状況が存在すること等からこれらへの対応が必要となる。

●MBOを実施するかどうかについては、これらのフィージビリティ、メリット・デメリットや留意点を踏まえて採否を検討する必要がある。

はじめに

MBOとは、「Management Buy

Out」の略で、現在の企業経営者が全部または一部の資金を出資し、事業の継続を前提として一般株主から対象会社の株式を取得することをいう(MBOには上場会社におけるMBOと非上場会社におけるMBOが存在するが、本稿では、主として上場会社のような多数の株主が存在する会社の企業経営者が、銀行等からの借入れ等を利用して自社を買収したうえで、当該会社の株式を非公開化する取引を対象とする)。

近時MBO案件の数は増加しており、2024年のMBO件数は18件となった(図表1)。特にMBO案件の大型化あるいは著名企業によるものが目立ち、大正製薬ホールディングス(株)(買収金額約7、100億円)、(株)ベネッセホールディングス(買収金額約2、080億円)、(株)永谷園ホールディングス(買収金額約

480億円)に続き、(株)セブン&アイ・ホールディングスが9兆円規模のMBOを検討しているとの報道がなされている。

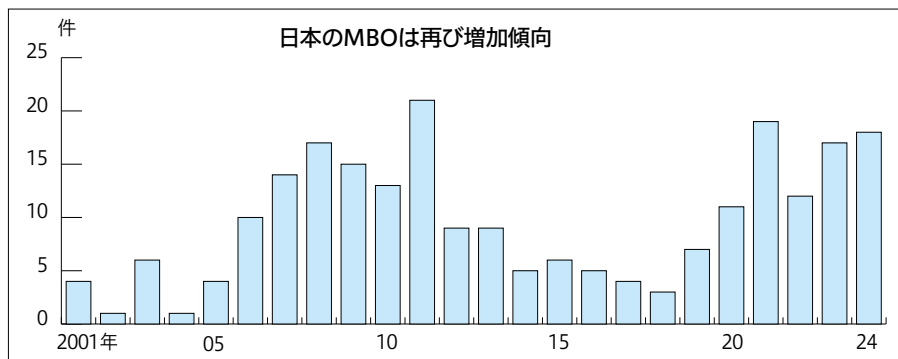
その直接的な背景としては、日本取引所グループによる資本コストを意識した経営の要請や上場基準の見直し等に関する一連の施策が挙げられる。このような状況に鑑みると、企業経営者にとって、MBOは経営戦略の一手段として、実施の是非を意識すべきものといえよう。

そこで、本稿では、企業経営者がMBOの実施を検討する際のポイントや、実施に至るまでの流れにつき解説する。なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの個人的見解に過ぎず、筆者らの所属する法律事務所その他の団体の見解を示すものではないことを、念のため付言しておく。

MBOの概要

MBOの概要を图示したものは図表2のとおりであり、その特徴としては、①主として上場会社のような多数の株主が存在する会社(以下、「対象会社」という)を対象に、②その企業経営者が、③銀行等からの借

(図表1) MBO件数の推移



(出所) レコフデータをもとに筆者作成